

経済危機対策

平成21年4月10日

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

目 次

第 1 章 経済危機克服の道筋	1
1. 「2つの危機」に直面する日本経済	
2. 危機克服の基本方針	
3. 対策の規模と効果	
第 2 章 具体的施策	6
I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避	
1. 雇用対策	6
2. 金融対策	7
3. 事業の前倒し執行	8
II. 成長戦略—未来への投資	
1. 低炭素革命	8
2. 健康長寿・子育て	10
3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備	12
III. 「安心と活力」の実現—政策総動員	
1. 地域活性化等	15
2. 安全・安心確保等	16
3. 地方公共団体への配慮	17
IV. 税制改正	18
(別紙 1) 「経済危機対策」の規模	20
(別紙 2) 「経済危機対策」の具体的施策	21

「経済危機対策」

第1章 経済危機克服の道筋

1. 「2つの危機」に直面する日本経済

①「短期的な危機」(「底割れ」のリスク)

深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、わが国経済もまた、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなっている。

輸出急減とグローバル企業の在庫調整が重なることで、国内生産水準が「つるべ落とし」のように低下し、雇用情勢や、国民全体の消費マインドにも深刻な影響が及んでいる。この事態を受けて国際機関も 09年のわが国の成長率が主要先進国の1.5倍以上のマイナス幅になると見込んでいる。

こうした中で、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くといった事態、すなわち、経済の「底割れ」のリスクが急速に高まりつつある。

また、経済の収縮による悪影響が、一部の中小企業、地域経済や非正規労働者等の「社会的弱者」にしわ寄せされる形で現れ、社会全体の不安心理の高まりが、「底割れ」のリスクをさらに助長する懸念も生じている。

②「構造的な危機」(世界経済の「大調整」への対応)

わが国経済が直面するのは、経済の「底割れ」という「短期的な危機」だけではない。

世界経済の「大調整」が避けられない中で、わが国経済は、「構造的な危機」にも直面している。

過去 10 余年間にわたり、世界経済は、貿易黒字国と赤字国間のグ

ローバルな不均衡の拡大と赤字国における過剰信用・過剰消費の中で高成長を続けてきた。今回の金融・経済危機は、これまで続いてきたこうした構造を崩壊させ、新たな均衡を模索する世界経済の「大調整」を不可避のものとしつつある。また、危機から回復した後の世界経済を展望すれば、低炭素や健康長寿といった共通の課題への対応が更に重要性を増しているものと考えられる。

バブル崩壊後の日本経済は、世界全体の高成長を前提に、輸出主導の「単発エンジン型」の景気回復をしてきた。しかしながら、その前提となる構造が崩れ、世界経済の「大調整」が進まざるを得ない中で、ひとりわが国が、旧来型品目の輸出に依存した成長軌道への復帰を期待するのは最早、現実的ではない。

また、金融資本市場では、外国人投資家の比重が高いことから、その動向がこれまで株式市場や不動産市場に大きな影響を及ぼしてきた。持続的な成長を支える基盤となるために、金融構造の大胆な変革が迫られている。

今回の世界の金融・経済危機は、日本経済が潜在的に抱えてきた構造的な脆弱性を、現実の「構造的な危機」としてわが国に突きつけるものであると捉えなければならない。

2. 危機克服の基本方針

この「2つの危機」を克服するため、以下の3つを基本方針として、政策展開を行う。

【基本方針1：国民一体となった対応】

今回の危機は、その深刻さと大きさにおいて石油危機を上回る可能性が高く、その克服に当たっては、国民の総力を挙げた協力と挑戦が不可欠である。

このため、国民各層の協力と挑戦を最重視し、

- i) 危機の実情を迅速かつ率直に国民に伝えるとともに、真摯に各界の提案をうかがう。
- ii) 危機克服の方針と向かう方向を明示し、国民各界各層の総力を挙げた対応を機会ある毎に呼びかける。
- iii) 緊密な国際協調の下で、政策手段を総動員し、国民各層の不安と痛みの軽減、挑戦の後押しに全力を尽くす。

【基本方針2: 経済局面に応じた対応】

世界経済全体についての今後の見通し(注)を前提にすると、当面の日本経済の先行きとして以下の3つの経済局面が想定される。08年度補正予算や09年度当初予算の速やかな執行や景気回復に向けた国際政策協調に加え、それぞれの局面に対応した施策を着実に実行することにより、10年度までに経済状況を好転させると同時に、わが国の経済・産業構造を変革していく。その際、財政の持続可能性を確保することに留意する。

(注)IMF、OECD など

i) 底割れ回避を最優先する局面(09年度後半ごろまで)(※)

「底割れ」を防ぎ、金融危機と実体経済悪化のスパイラル的増幅を断ち切るための緊急措置を大胆に展開する。極めて切迫した事態においては、平時の経済原則・政策原則からの乖離をも辞さない覚悟で事に臨む。最重点分野は、雇用、金融、社会的弱者対策などである。

ii) 底入れ・反転を確実にする局面

(09年度後半から10年度後半ごろまで)(※)

成長力を高めるインフラ投資や、国民の安心を確保しつつ民需を誘発する効果の高い施策、輸出依存に偏った経済・産業構造の転換促進のための施策を最優先する。

iii) 新たな成長軌道に乗っていく局面 (10年度後半ごろ以降)(※)

世界経済の「新たな均衡」を先取りし、低炭素、健康長寿など世界が直面する共通課題への「解決力」を原動力として、内需と輸出の双発エンジンによってバランス良く成長する経済（「新たな双発エンジン型経済」）を実現する。そのためには、リスクを伴う種々の「挑戦」に対して、資金・人材・技術を内外から集めることを促進する施策が重要である。

(※) これらの想定される期間は、目安であり、様々な経済条件等により大きく変動しうる。

【基本方針3: 多年度を視野に入れた包括的な対応】

わが国経済の「底割れ」のリスクと世界経済の「大調整」への対応という、今回の危機の「二面性」や、政策実現・効果発揮までの「タイムラグ」に鑑み、08年度を含む3年以内の景気回復という政府方針の実現に向けた施策にとどまらず、以上3つの局面それぞれに対応した施策のすべてをまとめた包括的な本「危機対策」を早期に実行する。

その際、以下の点に配意する。

- i) 多年度を視野に入れた対策とし、民間投資や人的投資、研究開発投資などが計画的に促進されるようにする。
- ii) 世界の不測の事態にも柔軟に対応できるように、特に、緊急対策については、ある程度の自由度をもたせる。
- iii) わが国の強みを発揮すれば明るい未来が開けることを国民各層と共有すべく、「危機対策」と並行して、今月中に新たな「成長戦略」を取りまとめる。

対策に盛り込まれる各施策は、

- ・ 重点化されたもの(Targeted)～複数のメリット・効果の最大化～
- ・ 時宜を得たもの(Timely)～迅速執行・早期の効果発現～
- ・ 時限的なもの(Temporary)～一時的な措置～

という観点から、経済の下支えに必要なものや将来の成長力を高めるものなどを厳選(賢明な支出(Wise Spending))し、優先順位を明ら

かにして果敢な実施を図る。これにより、民需の自律的回復を促進するとともに、財政の持続可能性との整合性を確保する。

財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置を踏まえ、「中期プログラム」(平成20年12月24日)について、必要な改訂を早急に行うこととする。

3. 対策の規模と効果

本対策の規模については、内需下支えによる「底割れ」の防止、財政出動に関する国際協調の実践、予想される失業率悪化への対処、民需主導経済への円滑な移行などを考慮し、多年度による対応も視野に入れ、補正予算により、国費 15.4 兆円程度(事業費 56.8 兆円程度)の対応を行う。

施策の実行にあたっては、財政出動による乗数効果が十分発揮されることが重要である。

本対策の総合的な経済効果としては、平成 21 年度実質GDP成長率の2%程度の押上げ、また、需要拡大による40~50万人程度(1年間)の雇用創出が期待される。^{1 2}

なお、世界の金融システム安定化及び海外経済の動向にはきわめて高い不確実性があることに留意する必要がある。

¹雇用維持等の雇用対策では、平成23年度までの3年間において、約390万人分の対策の効果を見込んでいる。

²「新たな成長戦略」では、当面3年間(累計)で、140~200万人の雇用創出を見込んでいる。

具体的施策

※施策の具体的内容は別紙2で記述

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐ。

1. 雇用対策

◇非正規労働者等に対する新たなセーフティネット(就労訓練型生活支援)の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。

<具体的施策>

(1)雇用調整助成金の拡充等

(2)再就職支援・能力開発対策

- 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
- 職業能力開発支援の拡充・強化
- 障害者の雇用対策
- ハローワーク機能の抜本的強化等

(3)雇用創出対策

(4)派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

- 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
- 内定取消し対策等
- 外国人労働者への支援

(5)住宅・生活支援等

2. 金融対策

◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。

<具体的施策>

- 円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)
- 中小企業の資金繰り支援(信用保証協会による緊急保証枠の10兆円の追加、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付枠の3兆円追加、商工中金の貸付枠(危機対応)の2.4兆円追加等)
- 中堅・大企業の資金繰り支援等(日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠(危機対応)の8兆円追加及び財務基盤強化(法律改正を与党において検討)、危機対応への日本政策金融公庫の損害担保枠拡充、産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化への損害担保制度創設・拡充、中堅企業への債務保証拡充、産業革新機構出資枠拡充等)
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用(金融機関等からの買取対象の拡大(法律改正を与党において検討))
- 株式市場への対応(市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取る仕組みを整備(法律改正を与党において検討)、借入に係る政府保証枠を50兆円とする等所要の予算を措置)
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
- 住宅・土地金融の円滑化(住宅ローンの円滑な借入れ支援、大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援等)
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策(JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等)
- 金融政策について(適切かつ機動的な金融政策運営への期待等)

3. 事業の前倒し執行

◇現下の経済・雇用情勢に対応し、雇用創出効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等について実質的に過去最高水準の前倒し執行を進める。

<具体的施策>

○公共事業等に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

II. 成長戦略－未来への投資

中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、以下に示す3つのプロジェクト(「低炭素革命」、「健康長寿・子育て」、「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」)のうち、特に緊急に実施すべき施策を実行する。

1. 低炭素革命

◇太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により「資源大国」を目指す。

(1) 太陽光発電

太陽光をはじめとする新エネ・省エネ技術の普及を急加速するため、「スクール・ニューディール」構想、太陽光発電の導入抜本加速[2020年頃に20倍程度に]を図る。

<具体的施策>

○「スクール・ニューディール」構想(学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)

- 家庭等で発電した太陽光電力の電力会社による新たな買取制度導入〔既存施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年間で半額程度の価格に低減〕
- 公共建築物・住宅等への太陽光発電の導入促進等
- 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等開発支援
- 太陽光パネル等の海外への普及促進重点実施
- 小水力の普及促進 等

(2) 低燃費車・省エネ製品等

低炭素及び我が国自動車産業の競争力強化のため、我が国の優れた技術力・環境力を活かしつつ、次世代自動車をはじめとする環境対応車の開発・普及を推進する〔2020年に新車販売の5割がエコカー〕。また、省エネ機器の普及促進等を実施する。

<具体的施策>

- 環境対応車への買換えなど普及促進
- 公用車の環境対応車への買換え促進
- グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)
- 建築物のゼロエミッション化加速(2030年までに新築公共建築物での実現を目指した開発等)
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速〔当面3年間で300万戸〕、長寿命化等の促進
- 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進
- 「地域版グリーンニューディール基金」の創設 等

(3) 交通機関・インフラ革新

運輸部門を中心とした交通・都市・地域の更なる低炭素化を進めるため、低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及や低炭素交通・物流インフラの整備等を推進する。

<具体的施策>

- 低炭素交通・物流インフラの革新(超電導リニアの実用化技術確立[2016年度まで]、実験線延伸の工事促進[2013年度中早期]等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施[2010年夏を目途]、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立[2012年度を目途]、船舶版アイドリングストップ)
- 高効率船舶技術開発[2012年までにCO2を30%削減]、非接触給電(IPT)ハイブリッドバスの実用化技術確立 等

(4) 資源大国実現

都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略、水処理技術の国際展開の強化等により、「資源大国日本」を目指す。

<具体的施策>

- レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築(「都市鉱山」活用)[今後3年間で携帯電話1億台(約3.2トンの金)の回収を目指す]
- 石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源開発
- 世界の水市場参入[3年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す]
- 原子力産業の基盤強化 等

2. 健康長寿・子育て

◇地域医療再生、医薬品等新技術の開発加速や介護機能強化に重点的に取り組み、高齢化の進展を内需拡大、雇用創出に活かし、我が国の新たな飛躍の糧とする。また、安心こども基金の拡充等により、保育サービスをはじめ子育て支援の強化を図るとともに、厳しい経済情勢を踏まえ、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

(1) 地域医療・医療新技術

医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図るとともに、先端医療設備の整備を進め、拠点病院等を耐震化する。また、がん

等の戦略的分野における医療技術・医薬品・医療機器、新型インフルエンザワクチン等の開発を推進する。

<具体的施策>

- 都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援
- 医療機関の機能・設備強化(大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等)
- がん等の戦略的分野における医薬品等の開発・橋渡し・実用化の加速(研究開発体制等整備、ベンチャー支援、先端医療開発特区の支援等)
- がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査迅速化、治験基盤の充実
- 医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化
- 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化
- 医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備、遠隔医療の推進等)
- 地域総合健康サービス産業の創出支援

(2) 介護職員の処遇改善・介護拠点整備

介護人材の処遇を改善し、人材確保を図るとともに、介護基盤の緊急整備により新たな雇用機会を創造する。

<具体的施策>

- 介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成
- 介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大
- 福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等
- 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等
- 生活支援ロボット等の実用化支援 等

(3) 子育て・教育支援

保育サービス等の充実をはじめとする子育て支援の強化を行うとともに、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

＜具体的施策＞

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)
- 地域における子育て支援の拡充等(保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等)
- 女性特有のがん対策(一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担を免除する等の措置を講ずることにより、女性特有のがん対策を推進)
- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

◇我が国経済の「底力」の発揮、21世紀型インフラ整備を図る。このため、中長期的な成長力を高める観点から、農林漁業の振興を図るとともに、先端技術開発・人材力強化、中小企業支援を進める。また、道路・港湾・空港等のインフラ整備やITの徹底活用により、地域連携の強化と競争力強化、国民の利便性向上を図る。あわせて、コンテンツ、文化・芸術・スポーツ、観光の振興を図る。

(1) 農林漁業の底力の発揮

農地の有効利用や、農業の将来を担う担い手の確保、需要に応じた生産振興、森林資源の整備・活用等により、農林漁業の底力を発揮し、食料自給力の向上と雇用創出を図る。

＜具体的施策＞

- 「平成の農地改革」の断行と担い手の確保(農地の集積化、耕作放棄地の

解消、農業経営体の育成)

- 需要に結びついた生産振興等(水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体質強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等)
- 農山漁村の活性化と森林・林業の再生(森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等)
- 水産業の活性化(漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等)等

(2)先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

我が国の経済成長の鍵を握る技術力や人材力の強化を目指し、大学等の教育研究施設・設備や研究支援者等の研究環境の抜本的な改善を図る。また、地域を支える中小企業を総合的に支援する。

<具体的施策>

- 世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新[5研究拠点を 2016 年に世界トップレベルに]、大学等における教育研究基盤の強化等
- 産学官連携の強化(技術研究組合制度等を活用した研究開発支援、地域の産学官共同研究拠点の整備)
- 新学習指導要領への対応(小中高校における理数教育の抜本強化等)
- 留学生の受入れ促進(留学生宿舍の整備等)、若手研究者等の海外への留学支援
- 研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設
- ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援
- 中小企業の海外市場開拓支援等(海外見本市への出展支援等)
- 中小企業事業再生支援の強化(中小企業再生支援協議会の支援体制強化等) 等

(3)地域連携と競争力強化の基盤整備

「国土ミッシングリンク」の結合や港湾・空港インフラの強化等により、地域間の連携強化や競争力の強化を図る。

＜具体的施策＞

- 「国土ミッシングリンク」の結合(三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等)
- 港湾・空港インフラの強化(スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等)
- 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査
- 整備新幹線の着実な整備

(4)ITによる底力発揮

経済社会の活性化と変革の牽引車として、ITを最大限活用し、新しい経済社会システムを実現する。

＜具体的施策＞

- 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化
- デジタル・ディバイド解消(ブロードバンド・ゼロ地域の解消、携帯不感エリアの解消加速等)
- 電子政府・電子自治体の加速(国民電子私書箱の推進等)
- グリーンITで世界を牽引
- ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化
- ICTを活用した地域の活性化等(ユビキタスタウンの構築等) 等

(5)ソフトパワー・観光

海外において高い評価を得ている我が国のアニメ、マンガ、映画、放送番組などのソフトパワーを新規市場創出や若年雇用拡大に活用する。文化・芸術・スポーツの振興を図る。また、2020年までに訪日外国人旅行者数が2000万人となる「観光立国」を加速化するためのプロジェクトを重点的に実施する。

＜具体的施策＞

- ソフトパワーの海外展開支援(コンテンツ産業の輸出比率(1.9%)を米国並

- (17.8%)に]、地域発ソフトパワー発信・活用の強化
- 次世代著作権取引支援システム等の環境整備
 - メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化
 - スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等
 - 日本ブランド発信強化による需要拡大
 - 世界有数の観光地形成(観光圏整備(当面約 30 地域)、景観形成や歴史まちづくり[2012 年度までに 500 地域へ]、無電柱化、旅館街再生支援等)
 - 世界からのアクセスの抜本的な改善(成田・羽田間アクセス改善、訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等)
 - 有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進(例:休暇の地区別取得の検討) 等

Ⅲ. 「安心と活力」の実現－政策総動員

国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員する。

1. 地域活性化等

◇地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策を推進する。また、住宅対策として耐震化等の促進、円滑な資金調達のための措置等により、住宅投資の活性化を図るとともに、離職者の居住安定確保の推進等を図る。

<具体的施策>

- 地域交通の活性化等(開かずの踏切の解消、地域公共交通等)
- まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等
- コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり(歩行空間・自転車利用環境の整備等)
- 住宅・建築物の耐震化等の促進

- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進(再掲)
- 高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進
- 住宅・土地金融の円滑化(再掲)
- 木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行
- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」(「3. 地方公共団体への配慮」に再掲)

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

◇国民の安心した生活を確保するため、社会保障への取組として、年金記録問題解決への体制を強化するとともに、障害者自立支援、高齢者医療の安定的な運営の確保等に向けた対応を図る。

<具体的施策>

- 年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備
- 障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)
- 高齢者医療の安定的な運営の確保等(長寿医療制度の均等割保険料8.5割軽減の平成21年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の推進)
- 難病患者に対する支援(難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患について、医療費助成の対象に追加)
- 検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化
- その他の社会保障関連の取組

(2) 消費者政策の抜本的強化等

◇消費者が、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者庁の創設及び地方消費者行政の強化を図る。また、規制改革、独禁法等の厳正な運用等に取り組む。

<具体的施策>

- 消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等
- 規制改革への取組
- 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立 等

(3) 防災・安全対策

◇社会資本ストックの耐震化等対策、ゲリラ豪雨対策等防災・災害対策等を進め、国民の安全を確保する。

<具体的施策>

- 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
- ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- 交通の安全確保対策(駅・道路のバリアフリー化、国幹会議^(注)の議を経て暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間の四車線化等)^(注)国幹会議・・・国土開発幹線自動車道建設会議
- 消防防災体制の整備

(4) 治安体制の整備等

◇国民の生活の安全に対する不安の高まりを踏まえ、治安体制の整備等に取り組む。

<具体的施策>

- 治安体制の整備等(街頭防犯カメラ、警察用車両整備等)

3. 地方公共団体への配慮

◇本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地

方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」を交付する。

◇地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」を交付する。この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。

<具体的施策>

○「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」

IV. 税制改正

◇需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備を行う。

<具体的施策>

○住宅取得のための時限的な贈与税の軽減
○中小企業の交際費課税の軽減
○研究開発税制の拡充

<財源等>

1. 国費と事業規模

本対策の国費と事業規模は、別紙1のとおりである。

2. 財源

本対策の財源は、財投特会の積立金、建設国債、経済緊急対応予備費を充て、なお不足する場合には、特例公債を発行する。

(別紙1)

「経済危機対策」の規模

(単位：兆円)

	国費	事業費
I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避	4.9 程度	44.4 程度
1. 雇用対策	1.9 程度	2.5 程度
2. 金融対策	3.0 程度	41.8 程度
II. 成長戦略－未来への投資	6.2 程度	8.8 程度
1. 低炭素革命	1.6 程度	2.2 程度
2. 健康長寿・子育て	2.0 程度	2.8 程度
3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備	2.6 程度	3.8 程度
III. 「安心と活力」の実現－政策総動員	4.3 程度	5.0 程度
1. 地域活性化等	0.2 程度	0.4 程度
2. 安全・安心確保等	1.7 程度	2.2 程度
3. 地方公共団体への配慮	2.4 程度	2.4 程度
IV. 税制改正	0.1 程度	0.1 程度
合 計	15.4 程度	56.8 程度

(注1)

(注1) 21年度財投追加7.8兆円による事業費の増を含む。

また、公共事業及び施設費の地方負担に係る交付金については、合計において事業費の重複を控除している。

(注2) この他、株式市場への対応に係る政府保証50兆円がある。

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

1. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金の拡充等

- ・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃等

(2) 再就職支援・能力開発対策

○ 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- ・若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○ 職業能力開発支援の拡充・強化

- ・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供拡充等

○ 障害者の雇用対策

- ・障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ、障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等

○ ハローワーク機能の抜本的強化等

- ・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

(3) 雇用創出対策

- ・更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等
- ・海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

○ 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保、製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○ 内定取消し対策等

- ・内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇等の不利益取扱いに関する相談

への適切な対応、未然防止に向けた周知徹底等

・未払賃金立替払の請求増加への対応

○ 外国人労働者への支援

・通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

・我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

・定住外国人の子どもに対する日本語指導等を通じた就学支援

・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施

・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

(5) 住宅・生活支援等

・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

・ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進

2. 金融対策

○ 円滑な金融仲介機能の発揮促進等

・金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査(実施中)

・金融機能強化法の活用促進(公的資本に係る配当率を平時の水準に設定等)(実施中)

・金融仲介機能発揮のための制度整備等

－緊急保証に係るリスクウェイトの見直し(10%→0%)(実施済)

－コベナンツ^(注)対応の弾力化の促進(実施済)

－市場型間接金融(シンジケートローン等)の積極的活用の要請(実施済)

(注)コベナンツ…借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項

○ 中小企業の資金繰り支援

・緊急保証の規模拡大(緊急保証枠の10兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫・信用保証協会の財務基盤強化)

・緊急保証等の改善(据置期間の延長、普通保険を活用した無担保保証への対応等)

・セーフティネット貸付の規模拡大(貸付枠の3兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫等の財務基盤強化)

・セーフティネット貸付等の改善(無担保・無保証貸付、倒産対応貸付、雇用関連貸付の金利引下げ。マル経融資・創業者融資の拡充等)

・商工中金の貸付(危機対応)の規模拡大(貸付枠の2.4兆円追加及び日本政策金融公庫・商工中金の財務基盤強化(要法律改正))

・元本返済猶予など既往債務の条件変更への積極的な対応(日本政策金融公庫・商工中金において1.5兆円を目処に対応)

・日本政策金融公庫の対策関係の業務の円滑な推進に必要な体制の確保

・中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金利の引下げ

○ 中堅・大企業の資金繰り支援等

- ・日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠拡大(危機対応)等
- 現行の長期資金貸付枠に8兆円を追加
- その際、資金供給にあたって以下のような多様な経路の活用にも配慮する
 - ・新発社債購入(社債償還資金貸付を含む)
 - ・コミットメント・ラインの設定
 - ・民間金融機関と協働した形での融資
 - ・大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業へ資金供給
- 民間金融機関の貸出額を確保する観点から、日本政策投資銀行の保証を活用
- あわせて日本政策金融公庫による損害担保枠の拡充
- ・日本政策投資銀行が、危機対応業務を円滑に行えるよう財務基盤の強化(追加出資)等を行う(そのための法律改正を与党において検討)
- ・産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化のための損害担保制度の創設・拡充及び中堅企業に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度の拡充
- ・先端技術の強化・再編に長期資金を供給する産業革新機構の出資枠拡充
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援
 - ・我が国企業の海外事業支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進(外為特会からの外貨借入も活用)、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用
 - ・金融機関が保有する優先株(優先出資証券)、ETF及びJ-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株(優先出資証券)を買取対象に加える(そのための法律改正を与党において検討)
- 株式市場への対応
 - ・市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取取る仕組みを整備する(そのための法律改正を与党において検討)。借入に係る政府保証枠を50兆円とするなど、所要の予算措置を講じる
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
 - ・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善
 - ・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート
 - ・上場有価証券の評価損について、税務上の損金算入に関する取扱いの明確化・周知(実施済)
- 住宅・土地金融の円滑化
 - ・住宅ローンの円滑な借入れ支援(住宅融資保険制度の拡充、フラット35の融資率の引上げ等)
 - ・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援(都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用)
 - ・住宅・不動産事業者の円滑な資金調達支援(住宅金融支援機構のまちづくり融資の充実等)
 - ・官民一体となったファンドの創設や日本政策投資銀行等によるJ-REITへの資金供給の充実
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策
 - ・JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等
- 金融政策について
 - ・日本銀行においては、引き続き政府との緊密な情報交換・連携を保ちつつ、金融市場の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適

切かつ機動的な金融政策運営により、経済を下支えするよう期待する。

3. 事業の前倒し執行

- 公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

Ⅱ. 成長戦略－未来への投資

1. 低炭素革命

(1) 太陽光発電

- 「スクール・ニューディール」構想(学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)[うち、3年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡大]
- 太陽光発電の導入抜本加速
 - ・家庭などで発電した太陽光発電について電力会社が、当初は、現在の2倍程度の価格で買い取る、新たな買取制度を創設[既存の施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減]
 - ・公共建築物・公的施設・住宅・在外公館等への太陽光発電の導入促進等
- 離島における新エネルギー導入促進のためのビジョンの策定及び導入支援
- 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等の開発支援
- 太陽光パネル等の海外への普及促進の重点実施
- エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー導入拡大を義務づける法体系の整備
- 中小企業による太陽光発電設置、電力会社によるメガソーラー設置支援
- 小水力の普及促進

(2) 低燃費車・省エネ製品等

- 環境対応車への買換えなど普及促進(平成21年4月10日に遡及適用)

① 経年車の廃車を伴う新車購入補助(スクラップインセンティブ)

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超車から2010年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

② 新車購入補助(経年車の廃車を伴わないもの)

要件	登録車	軽自動車
4☆かつ2010年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

(注)上記の補助単価は乗用車の場合(トラック・バス等の重量車にも補助実施)

- ・次世代自動車の世界最速普及を図る
- 公用車の環境対応車への買換え促進
- グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)

エコポイントの付与に関する考え方

要件	エアコン	冷蔵庫	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%相当	5%相当	5%+5%(地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当(平均3%)

- ・グリーン家電の爆発的普及を図る
- 建築物のゼロエミッション化の加速的展開(2030年までに新築公共建設物のゼロエミッション化を目指した開発等)
 - ・公共建築物や民間ビルのうち、省エネ効果が高いものにつき、省エネ診断及び改修を促進(当面3年間、重点実施)
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進
- 政府の庁舎等の省エネルギー化(省エネ機器の設置等)
- 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進

- 研究開発や設備投資等への支援
- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、充電インフラのモデル事業による実証実験
- 環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施
 - ・低炭素社会の構築に必要となる有望技術・社会システムの開発・導入実証(スマートグリッド、スマート・メーター、スマートハウス・ビル等)
 - ・革新的蓄電池・太陽光発電・ナノテク等の技術開発・標準化等
 - ・次世代蓄電池、高性能モーター等環境技術への研究開発(蓄電池とその材料の研究開発評価拠点の整備等)
- 「Cool Earth - エネルギー革新技術計画」に基づき、CCS 等のエネルギー革新技術開発の加速化
- 国立公園等における街灯照明の LED 化等の推進
- 環境融資・投資の促進
 - ・京都議定書目標達成に向けて積極的に環境投資を行う企業に対する優遇融資の推進等
- CO2 排出量の見える化等(「カーボンフットプリント制度」、「カーボン・オフセット」普及等)
- 国内クレジット制度を活用した中小企業等における省エネ設備等の導入促進
- 「地域版グリーンニューディール基金」の創設

(3)交通機関・インフラ革新

- 低炭素交通・物流インフラの革新(超電導リニアの実用化技術確立[2016 年まで]、実験線延伸の工事促進[2013 年度中早期]等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施[2010 年夏を目途]、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立[2012 年度を目途]、ITS(高度道路交通システム)、船舶版アイドリングストップ)
- 高効率船舶に係る技術開発等[2012 年までにCO2 を 30%削減]、非接触給電(IPT)ハイブリッドバスの実用化技術確立[CO2を約 50%削減]など次世代低公害車の技術開発・実用化)
- バス等公共交通機関の利便性向上・利用促進

(4)資源大国実現

- レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築(「都市鉱山」活用)[今後3年間で携帯電話1億台(約 3.2トンの金)の回収を目指す]
- 石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源の開発(海底熱水鉱床等)等
- 世界の水市場参入[3 年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す]
- 原子力関連産業の技術開発強化等
 - ・素材部材メーカーの国際競争力強化に資する技術開発支援等
- 森林資源の整備と地域材・木質バイオマスの総合的な利活用促進[2020 年に国産材供給量を倍増]
- 資源リサイクル
 - ・先進国型シップリサイクルの推進による鉄資源確保と低炭素貢献[大型タンカー1 隻から鉄鋼:約 3 万 5 千トン]
 - ・廃プラスチックの総資源化(都市油田開発)[2020 年までに年 90%以上の資源化を可能とする革新的技術開発等を推進]
 - ・我が国リサイクル産業の国際競争力強化
- アスベスト・PCB 等の効率的な処理体制を早急に構築

- アジアにおける資源循環システムや低炭素型・低公害型社会等の構築を目指して、日本の協力による環境モデル都市を実現
- クリーンアジア・イニシアティブを推進
- 生物多様性の推進
 - ・野生動植物種の分布状況に関するデータ構築等生物多様性に関する情報整備等の推進

2. 健康長寿・子育て

(1) 地域医療・医療新技術

- 都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援
 - ・地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化
 - ・医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師等の勤務環境改善
 - ・大学病院等と連携した医師派遣機能の強化(医師確保のための奨学金の活用等により、医師不足の地域や診療科への医師の確実な配置を強化)
 - ・医療機能連携のための施設・設備・IT基盤の集中整備
 - ・新生児集中治療室(NICU)・救命救急センター拡充、NICUや回復期治療室(GCU)の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備 等
- 医療機関の機能・設備強化(大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等)
 - ・地域の中核的な医療機関としての大学病院の機能強化(大学病院のNICU等周産期医療・がん治療・救急医療環境等の整備、医師事務作業補助者の雇用促進、私立大学病院の施設整備への支援(利子助成))
 - ・国立高度専門医療センターにおける先端医療機器等の整備及び財務基盤の安定強化
 - ・災害拠点病院等の耐震化
 - ・医療機関に対する優遇融資拡充
- がん等の戦略的分野における医薬品・医療機器・再生医療の開発・橋渡し・実用化の加速
 - ・iPS細胞、脳科学等最先端の医療技術開発を加速するための研究開発拠点整備、技術開発・情報基盤整備
 - ・研究開発資金供給・長期リスク資金供給等によるベンチャー等への支援
 - ・先端医療開発特区への予算集中投入
 - ・生活習慣病等の原因解明や予防・治療法の確立を目指して、倫理面に配慮しつつ、大規模集団疫学調査データとゲノム情報を融合した研究を推進
- がん、小児等の未承認薬等の開発支援、承認審査体制の充実と迅速化、疾患重点分野における治験基盤の充実
 - ・未承認薬等の特別審査ルート(審査期間を12か月から6か月に短縮)の新設等
 - ・化学物質等に弱い小児に対する健康影響調査の推進
- 医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化
 - ・承認までの期間を新医薬品は全体で約2.5年、新医療機器は全体で約1.5年短縮

○ 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化

・全国民分のワクチン開発・生産期間(現在1年半～2年)を大幅短縮(約半年)する体制を5年以内に整備

○ 医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)実施の環境整備、遠隔医療推進等)

・レセプトオンライン化の推進

・平成23年度中を目途とした社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備(医療保険者における環境整備の推進等)

・電子カルテ等の導入補助、遠隔医療の推進、高速ブロードバンド網の整備等を通じた地域医療連携の推進

○ 地域総合健康サービス産業の創出支援

・個々の住民の意向やニーズに応じた健康サービスを医療機関等とも連携しつつ提供(オーダーメイドの食材提供、生活運動指導等)

(2) 介護職員の処遇改善・介護拠点整備

○ 介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成

○ 介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大

○ 福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等

・離職者等への無料の職業訓練

・現任介護職員等の研修支援

・個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援

・地域における相談支援体制の整備

○ 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等

○ 生活支援ロボット等の実用化支援

○ 特別養護老人ホーム等への整備転換等に対する財政支援

(3) 子育て・教育支援

○ 不況下の子育て世代支援

・現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施

○ 地域における子育て支援の拡充等(保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等)

・保育サービス等の充実(保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等)

・地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充

・不妊治療の助成拡充

○ 女性特有のがん対策

・一定の年齢(子宮頸がん検診については20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がん検診については40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳)に達した女性に対し、健康手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担をクーポンにより免除

・女性の健康支援の拡充

○ ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

・母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等

- ・生活保護制度における子どもの健全育成支援
- ・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

(1) 農林漁業の底力の発揮

- 「平成の農地改革」の断行と担い手の育成(農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成)
 - ・地域の利用可能な農地を次世代に確実に伝承するため、農地の集積化を促進
 - －農地転用規制の厳格化等による優良農地の確保
 - －農地賃借の規制見直し等を通じた意欲ある者への農地の集積促進
 - ・2011年度を目途に農業上重要な地域を中心に概ね10万haの耕作放棄地を解消
 - －荒廃状況や権利関係の調査、農地利用調整等の取組を支援
 - －再生作業、土壌改良、営農定着の取組を定額支援
 - ・農業経営体の育成(新規就農者の確保等)
- 需要に結びついた生産振興等(水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体質強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等)
 - ・水田のフル活用の推進に向けた、流通・加工と連携した戦略作物の生産強化
 - －水田フル活用による戦略作物等(米粉用米、飼料用米、麦・大豆等)の作付け支援[輸入小麦500万トンの1割の米粉に置き換わった場合、食料自給率は1.4%向上]
 - －米粉生産者等への金融等の支援
 - ・麦・大豆・畜産・野菜・果樹等の農業部門の体質強化
 - －カントリーエレベーターの再編整備等により、麦、大豆、エサ米の増産に対応 等
 - －機械導入の支援等による生産性や飼料自給率の向上、産地の活性化
 - －リース方式による施設・機械等の導入、超長期保存技術等の活用による野菜、果実の安定的・計画的供給や効率的な流通システムの構築 等
 - ・農山漁村の自然エネルギーの活用や資源循環の推進、植物工場の普及・活用等による新産業創出等 [3年間で、植物工場の数を現状の50ヶ所から150ヶ所に3倍増、植物工場における野菜の生産コスト3割縮減]
 - －農林水産物や未利用バイオマスを活用した新産業の育成と新たな雇用の確保 等
 - －植物工場の設置支援、研究開発・研修機能の強化、遺伝子組換え技術や植物工場等を活用した医薬品、医療用新素材等を生産する新産業の創造(例:スギ花粉症緩和米)
 - －バイオマス等農山漁村における未利用エネルギーの活用
 - －食品循環資源リサイクルの推進
- 農山漁村の活性化と森林・林業の再生(森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等)
 - ・国産農林水産物等の海外販路の維持・充実、農商工連携、都市農村交流、学校給食の活用をはじめとす

る地産地消の促進などによる地域活性化

- ・森林資源を核とした地域産業の再生・創造(間伐促進と林内路網の飛躍的整備、地域材の需要拡大と木質バイオマスの徹底活用 等)
 - ・花粉発生源対策[3年間で、300万本のスギを花粉発生の少ないものに植え替え]
 - ・緑の雇用による新規林業就業者の確保
 - ・セーフティネットの充実等
- 水産業の活性化(漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等)等
- ・藻場・干潟の整備、漂着・漂流物の除去・処理等
 - ・漁業への就業促進、生産性向上等のための施設・設備の導入等
 - ・セーフティネットの充実や販売力強化による競争力の強化

(2)先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

- 世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新[5研究拠点を2016年に世界トップレベルに]、大学等における教育研究基盤の強化等
- ・我が国の先端研究拠点への外国人著名研究者や若手研究者の招聘を通じた我が国の研究環境の国際化と日本の存在感の拡大
 - ・大学における研究支援者等の確保、ポストクの産業界での積極的活用等
 - ・基礎科学力強化及びその成果を活用したイノベーション強化のための人材育成(若手研究者の研鑽機会の確保等)
 - ・大学等における教育研究基盤の強化(施設・設備の高度化・老朽化対策の推進)
 - ・地域振興にも資する国際的な教育研究拠点の形成
 - ・次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速(つくば地区拠点化、海底資源探査技術の開発、核融合エネルギーの国際共同研究の推進)及び情報発信機能の強化等
 - ・民間企業等の研究開発の支援(中小企業の製品性能の実証、提案公募型研究開発助成、研究開発に要する資金の利子負担軽減等)
 - ・外国人高度人材ネットワークの構築
- 産学官の連携の強化(技術研究組合制度等を活用した研究開発支援等、地域の産学官共同研究拠点の整備)
- ・地域産学官共同研究拠点の整備 等
- 宇宙開発利用の推進による新市場創造等
- ・超小型衛星システムの開発・活用による新市場創造[3年以内に世界トップレベルの中小企業ベンチャー創出100社を目指すとともに、大学等における研究開発を推進]
 - ・準天頂衛星システム等の開発等、地上インフラの整備、観測施設等の更新・整備 等
- 小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備
- ・新学習指導要領の実施のための理数、外国語、体験活動、武道、幼児教育、特別支援教育などに関する設備等の教育環境の整備、外国人児童等への日本語教育の充実 等
- 留学生の受入れ促進、若手研究者等の海外への留学支援
- ・「留学生30万人計画」のための環境整備促進(留学生宿舎の整備)等
- 研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設

・我が国を代表する研究者(中心研究者)及び研究領域、課題を設定し、中心研究者、研究支援担当機関を中心とした研究開発を実施

○ 中小企業の資金繰り支援(再掲)

○ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援

・ものづくり中小企業の試作品開発、販路開拓等への支援

○ 中小企業の国内外市場開拓支援

・海外見本市への出展支援

・国内主要市場での販路拡大支援

○ 中小企業事業再生支援の強化(中小企業再生支援協議会の支援体制強化等)

○ 下請企業に過度な負担となっている取引実態是正のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの活用、弁護士の活用等による相談・周知の強化

○ 官公需対策

・官公需発注情報の一括検索システムの構築・運営、契約実績の詳細情報の提供等

・交付金の活用による、地域中小企業への受注機会への配慮要請

・ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進

○ 下請建設企業等の経営強化対策

○ 商店街の活性化支援の強化(空き店舗を活用した子育て支援等)

(3) 地域連携と競争力強化の基盤整備

○ 「国土ミッシングリンク」の結合(三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等)

・三大都市圏環状道路、主要都市間の規格の高い道路、拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路、スマートインターチェンジの整備等

・国幹会議の議を経て外環等を整備計画に位置づけ

○ 港湾・空港インフラの強化(スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等)

・スーパー中枢港湾の機能強化 [2010年度までに港湾コストの約3割を低減] (鉄道や内航海運とのシームレス化等)

・大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新

・羽田空港の容量拡大・機能強化(C滑走路の延伸、総合的容量拡大調査等)

○ 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査

○ 整備新幹線の着実な整備

(4)ITによる底力発揮

IT戦略本部において決定した「三か年緊急プラン」を始めとする各種施策を着実に実施する。

○ 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化

- ・デジタルテレビの普及加速(「エコポイント」制度の活用等)(再掲) 等

エコポイントの付与に関する考え方

要件	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%+5%(地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当(平均3%)

○ デジタル・ディバイド解消

- ・ブロードバンド・ゼロ地域を解消
- ・携帯不感エリアの解消加速 等

○ 電子政府・電子自治体の加速

- ・ワンストップの行政サービスの実現に向けた国民電子私書箱の推進
- ・政府の施設のLAN化の推進
- ・官民共用型のクラウド・データセンターの分散配置及び霞が関・自治体クラウド(仮称)の推進 等
- ・行政文書の電子化、公文書等のデジタルアーカイブ化推進
- ・地理空間情報の整備・活用推進(G空間行動プランの推進)

○ グリーンITで世界を牽引

- ・集中的にグリーンIT(サーバーなど置き換え)を推進 等

○ ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化

- ・アナログテレビジョン放送の電波跡地の活用や新たな周波数割り当て、革新ネットワーク技術の開発等によるデジタル技術を活用した新産業の創出
- ・企業間情報連携の推進(ビジネスインフラの構築)、コンテンツ収集や著作権制御の技術開発、個人情報保護ルール整備、コンテンツ流通環境の整備、今後3年以内に中小企業100万社が利用可能なSaaS基盤の整備
- ・生産性向上のためのASP・SaaSの利活用促進

○ ICTを活用した地域の活性化等

- ・ユビキタスタウンの構築等

○ 医療のITインフラ等抜本整備

○ 学校の全ての教室にデジタルテレビ(電子黒板等を含む)を配置、学校におけるパソコン配置の拡充、校内LANの整備、教育分野におけるデジタルコンテンツの充実・活用等促進によるデジタル教育の推進等

○ 情報システム・セキュリティの信頼性向上、違法・有害情報対策など安全なIT社会基盤の整備

(5)ソフトパワー・観光

○ ソフトパワーの海外展開支援(「コンテンツ産業海外展開ファンド」等[コンテンツ産業の輸出比率(1.9%)を米国並(17.8%)に])

○ 地域発ソフトパワー発信・活用の強化

- ・放送番組を含む地域映像コンテンツの製作・活用・発信支援

○ 次世代著作権取引支援システム等の環境整備

- ・コンテンツ産業の活性化のため、著作権管理情報を一元化する次世代システムを整備し、迅速かつ柔軟な著作権取引環境を整備
- メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力の向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化
- スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等
 - ・地域スポーツ施設の整備、校庭の芝生化、オリンピックに向けたナショナルスポーツ施設・設備の整備などスポーツ振興のための基盤の確立 等
- 日本ブランド発信強化による需要拡大
 - ・外客誘致事業の強化や新興市場への対象拡大、富裕層の取込み、国際会議等(MICE)の誘致等
- 国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成(観光圏整備(当面約30地域)、景観形成や歴史まちづくりの加速[景観計画に基づき取組を進める地域を2012年度までに500地域へ]、無電柱化の加速、旅館街再生支援等)
 - ・2泊3日以上滞る型観光促進のための観光圏整備の実施(当面約30地域の観光圏を支援)
 - ・無電柱化の加速
 - ・旅館街の面的な再生を図るための観光産業イノベーション促進事業の実施
 - ・公共交通機関等における中国語や韓国語にも対応した外国語表示の充実や宿泊施設における受入体制の充実 等
- 世界からのアクセスの抜本的な改善(成田・羽田間アクセス改善、査証審査体制整備を踏まえた訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等)
 - ・東京駅～成田空港間30分台、東京駅～羽田空港間20分台。その結果、成田-羽田両空港間の鉄道アクセスを100分程度→50分台、梅田-関空間は30分台を実現
 - ・査証審査体制整備を踏まえた訪日査証(ビザ)の見直し(例:中国人観光客に対する個人ビザ実現)
 - ・空港入国審査の待ち時間の大幅短縮(3年間で、成田:28分→15分、関空:36分→20分)等
- 有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進(例:休暇の地区別取得の検討)
 - ・観光地等における混雑緩和、施設等への埋蔵需要の創造・分散化のため、地域別の休暇取得の促進・分散化を検討する。
- 海岸漂着物や不法投棄等の処理

Ⅲ. 「安心と活力」の実現—政策総動員

1. 地域活性化等

○ 地域交通の活性化等

- ・拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路の整備等(再掲)
- ・開かずの踏切等の解消
- ・内航海運・フェリーの活性化対策
- ・中小トラック事業者支援、国際海上コンテナ陸上輸送の効率化
- ・地方の鉄道、バス、離島航路等、地域公共交通の活性化・再生
- ・地方航空ネットワークの維持・充実
- ・地籍調査及び山村の土地境界に関する調査の推進
- ・都市鉄道等の整備

○ まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等

- ・地方の優良なまちづくりに対する支援等
- ・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援(都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用)(再掲)
- ・容積率の緩和(高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等の容積率特例の利用促進)
- ・定住自立圏における民間投資等の促進、合併市町村における新しいまちづくり、地域の人材力強化・元氣再生
- ・地域力再生機構の早期設立・活用
- ・地域の汚水処理対策
- ・合併処理浄化槽への転換促進
- ・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正
- ・水辺等環境整備
- ・国立公園等における自然とのふれあいの場の整備促進
- ・公共事業等の実施に当たって、ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進
- ・公共事業等の契約における最低制限価格の引上げなど地域経済・雇用の下支えにもつながる入札契約制度の改善の促進

○ コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり(歩行空間・自転車利用環境の整備等)

○ 住宅・建築物の耐震化等の促進

○ 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進(再掲)

○ 高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進

○ 住宅・土地金融の円滑化(再掲)

○ 木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行

○ 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」(3. 地方公共団体への配慮に再掲)

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

- 年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備
 - ・年金再裁定請求の処理促進やねんきん特別便等の処理促進のための作業体制等の整備
- 障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)
 - ・福祉・介護人材の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成
 - ・離職者等への職業訓練、現任介護職員等の研修支援など、福祉・介護人材のキャリア・アップ支援(再掲)
 - ・事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化
 - ・視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化の整備等
- 高齢者医療の安定的な運営の確保等
 - ・長寿医療制度において、平成20年度に均等割保険料が8.5割軽減であった方で、平成21年度に7割軽減となる方については、平成21年度においても、8.5割軽減を継続する。
 - ・健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。
 - ・雇用保険法改正の附帯決議を踏まえ、市町村等が行う失業者に係る国保及び長寿医療制度の保険料減免の推進を図る。
- 難病患者に対する支援
 - ・難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患(11疾患その他)について、医療費助成の対象(現在45疾患)に追加する。
- 検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化
- その他の社会保障関連の取組
 - ・財政状況の厳しい厚生年金基金等に対する積立金不足解消のための追加掛金拋出の猶予等

(2) 消費者政策の抜本的強化等

- 消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等(平成20年度に都道府県に造成された消費者行政活性化のための基金の上積み)
- 規制改革への取組
 - ・新たな産業や技術を生み出し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)に沿って、積極的に規制改革に取り組む。
- 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立等
- 世界金融・経済危機の研究
 - ・今回の金融・経済危機の実態把握及び評価等

(3) 防災・安全対策

- 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
 - ・社会資本ストックの耐震化・予防保全対策(道路橋・堤防・上下水道施設等の耐震化、道路構造物・河川管理施設・公園施設等の予防保全・機能向上、官庁施設の耐震化等安全対策等)
- ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等

- ・ゲリラ豪雨対策、洪水・高潮危険箇所解消、土砂災害危険箇所解消、地震・火山噴火対策、震災時避難地対策等防災・災害対策等

○ 交通の安全確保対策

- ・道路のバリアフリー化の推進等歩行空間・自転車利用環境の整備等(再掲)、無電柱化の加速(再掲)、開かずの踏切等の解消(再掲)、通学路等の交通安全対策
- ・国幹会議の議を経て高速道路の安全対策(暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間を四車線化等)
- ・ITを活用した次世代安全運転支援システムの整備

○ 駅のバリアフリー化の推進等

- ・利用者5000人以上／日の駅について平成22年までに原則100%のバリアフリー化(約900駅)
(5000人未満／日の地域の拠点駅のバリアフリー化、ホームドアの整備も推進)
- ・平成22年までに総バス車両数の30%のノンステップバス化

○ 消防防災体制の整備

- ・防災情報通信施設の整備、住宅用火災警報器の設置支援、救急・救助体制の整備、災害対応器材の整備等

(4) 治安体制の整備等

○ 治安体制の整備等

- ・街頭防犯カメラ、警察用車両、次世代安全運転支援システム等整備
- ・子ども・女性の安全確保
- ・振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策
- ・密輸阻止等の水際対策
- ・再犯防止に向けた諸対策
- ・大規模災害等緊急事態への対応
- ・騒音対策や借地の買上げなど自衛隊基地等の安定運用対策等
- ・「地域自殺対策緊急強化基金」(仮称)を造成し、相談体制の整備、人材の養成
- ・海上保安体制の強化等
- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊対策の強化
- ・救援物資の緊急備蓄
- ・DV被害相談体制の強化
- ・野鳥等における鳥インフルエンザ対策
- ・裁判員裁判実施のための機器の整備 等

3. 地方公共団体への配慮

- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」

IV. 税制改正

○ 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

・生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成 22 年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500 万円まで贈与税を課さないこととする。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

○ 中小企業の交際費課税の軽減

・交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を 400 万円から 600 万円に引き上げる。

○ 研究開発税制の拡充

・試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

